

「令和 7 年度スタートアップ成長支援ファンド事業無限責任組合員公募」
質問に対する回答書

No.	質問	回答
1	提出書類5の法令上、自らが無限責任組合員となり、ファンドを組成し運用することができる法人であることを証する書面の提出が必須となっているが、これから組成するファンドについては、応募時にこの書面を出す事が出来ないと思うが、ファンド組成後に補完するという事で構わないか？	お見込みのとおり、本公募は、今後新たに組成するファンドも対象にしていることから、当該書類は、ファンド組成後にご提出いただいで構いません。 なお、本市からの出資金の払い込みは、令和8年3月31日までに完了する必要があるため、それを踏まえたスケジュールでファンドを組成してください。
2	各項目における評価の観点を開示可能な範囲でご教示ください。 ・応募者(無限責任組合員)の概要 ・過去に組成・運用したファンドの実績 ・本ファンドの運用方針 ・本ファンドの運用体制 ・北九州市に対する理解・連携等	本市公式ウェブサイトの本件公募ページに掲載している「令和7年度スタートアップ成長支援ファンド事業無限責任組合員公募募集要項」の11ページ「⑤ 応募様式への記載内容」の表に、各記載内容(審査項目)の評価の観点を示しております。
3	管理報酬や組合契約の条件面において加点される要素があればご教示ください。 ※例えば管理報酬が〇〇%以下、組合契約にこの条件が入っていることが望ましいなど具体的なことがあれば、その内容を検討したいと思います。	例えば、管理報酬に関しては、募集要項の12ページ「3 本ファンドの運用方針」(3)本ファンドの組成条件」に評価の観点を示しておりますが、具体的な数値基準等はありません。 応募様式に記載いただいた内容の妥当性等を、各審査員が評価することとなります。
4	【市内スタートアップへの投資について】 北九州市の出資金額から無限責任組合員への管理報酬を除いた額に相当する額以上の額を市内スタートアップへ投資する要件について、弊社が GP として運営する他ファンドからの投資額も合算することは可能でしょうか。	ファンドの形態は様々であるため、一概には言えませんが、本公募で採択したGPと、LPとしての本市が、投資事業有限責任組合契約を締結することを予定しています。 その内容に、他のファンド(組合)も含まれていれば合算することは可能と思料します。 逆に言えば、GPと本市において、何も取り決めがなされていないファンドの投資額を合算することはできません。